

令和7年 1月より

電気工事士免状交付・電気工事業登録等 手数料の納付方法が変更となります！！

長崎県収入証紙は廃止となります

* 収入証紙の販売は令和6年12月末まで。

* 購入済み収入証紙の使用期限は令和7年3月末まで。

新しい納付方法は以下のとおりです。

時間や場所を問わずに納付することができる「オンライン決済」が便利です。



オンライン決済での納付

県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済(PayPay、auPay、d払い)、コンビニ払い(現金)*によりオンラインでの納付手続き・支払いが可能となります。



手続き(オンライン)



クレジットカード



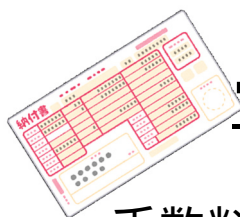
コード決済



コンビニ払い(現金)

*「コンビニ払い」の場合は、支払いはコンビニ店舗となります。

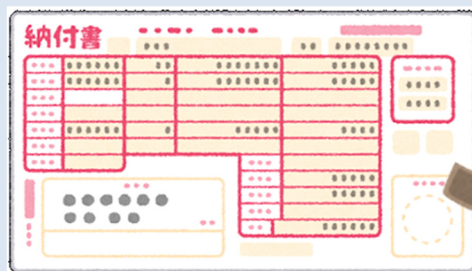
なお、利用できる決済手段が変更となる場合は県のホームページ等でお知らせします。



手数料納付書での納付

手数料納付書を使用して、銀行の窓口等金融機関において現金により納付する方法です。

手数料納付書



銀行等



長崎県新産業推進課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2525 FAX 095-895-2544